

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月8日
【報告者の名称】	株式会社京王ズホールディングス
【報告者の所在地】	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号 仙都会館ビル7階
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号 仙都会館ビル7階
【電話番号】	022(722)0333
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 湯瀬 昭宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名 称 株式会社光通信

所在地 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、OA機器、電話機等の販売及びリースを主たる目的として昭和63年2月に設立された会社であり、本日現在、当社の普通株式を1,262,000株（所有割合にして22.96%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しております。

公開買付者は、下記「②公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成26年4月7日、同日開催の公開買付者取締役会にて、当社のガバナンス体制・コンプライアンス体制を主とする経営の健全化（以下「経営健全化」といいます。）並びに公開買付者の子会社及び関連会社からなる企業集団（以下「公開買付者グループ」といいます。）と当社及びその子会社（以下「当社グループ」といいます。）の取引関係の強化等を通じた当社の企業価値の向上を実現するためには、当社を公開買付者の連結子会社化することが最善の方策であると判断し、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けによって当社株式の上場廃止は企図していないものの、応募を希望する全ての株主の皆様は株式売却の機会を確保するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定していないとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限も設定していないとのことであり、本公開買付けにおいては応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、公開買付者は、当社普通株式850,500株を所有する佐々木英輔氏（以下「佐々木氏」といいます。）及び当社普通株式695,500株を所有する、佐々木氏が代表取締役を務める株式会社E・Sワン（以下「E・Sワン」といいます。佐々木氏と併せて「本応募予定株主」と総称します。）との間で、平成26年3月26日付けで、本応募予定株主が所有する当社普通株式全てを応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を555円としております。本公開買付価格は、公開買付者グループと当社グループとの取引関係の強化による事業上のシナジー効果を考慮したものであり、かつ、東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における平成26年3月25日（公開買付者の平成26年3月26日付プレスリリース「株式会社京王ズホールディングス株式（証券コード3731）に対する公開買付け（条件付き実施予定）および公開買付けへの応募に関する契約の締結に関するお知らせ」（以下「本応募契約締結プレスリリース」といいます。）の公表日の前営業日）の当社普通株式の終値（334円）に約66.17%のプレミアムを付した価格であるとのことです。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

公開買付者によれば、公開買付者は、昭和63年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してきたとのことです。公開買付者は、平成11年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しており、その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてきたとのことです。また、公開買付者は、当社との間では、公開買付者の平成18年9月21日付プレスリリース「株式会社京王ズとの業務提携に関する基本合意締結のお知らせ」で公表しておりますとおり、au及びボーダフォン（当時）携帯電話販売事業についての東北地域最大の販路網を確立することを目的として、業務提携を開始し、携帯電話販売事業及びコールセンター事業において取引関係を発展させてまいりました。その後、公開買付者は、公開買付者の平成20年1月10日付プレスリリース「株式会社京王ズホールディングスの第三者割当増資引受に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、資本関係を一層強化し、より強固な協力体制を構築することで、東北地域における更なるシェア拡大を目指すため、当社の第三者割当増資により当社株式6,500株を引受け（かかる増資により、かかる第三者割当直後の当社の発行済株式総数（36,418株）に占める公開買付者が所有する当社株式の数の割合は6.28%から23.01%となりました。）、現在まで取引関係を継続してまいりました。

一方、当社は、平成5年に仙台市に設立し、以降、東北地方を基盤として移動体通信店舗事業等を展開し、平成16年に東証マザーズに上場しました。その後、当社は、テレマーケティング事業、不動産賃貸事業等にも進出し、その事業範囲を拡大しております。しかし、平成23年8月には、当社の平成23年8月9日付プレスリリース「不適切な取引及び会計処理の全容判明に向けた第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」以下の一連のプレスリリースにより公表されておりますとおり、社外有識者によって組織された第三者調査委員会を設置して行った調査の結果、当社においては、多年に亘る不正な資金（総額約6.4億円）の社外流出や利益の過大計上等が発覚し、当社は、平成24年1月18日付で、東京証券取引所より、「取締役の監督機能や監査役の監視機能の不全に加え、会計組織の適切な整備・運用が行われていないなどの内部管理体制等の長期間に及ぶ著しい不備」があり「内部管理体制等について改善の必要性が高い」ことを理由として、特設注意市場銘柄への指定を受け、その後も当社の内部管理体制の改善は進まず、平成25年4月30日付で、東京証券取引所より「内部管理体制等が十分に改善されたとは確認できなかった」ことを理由として特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の決定が行われております。

このような当社の状況を改善するべく、公開買付者は、平成23年12月には、新たな経営体制を構築し当社の経営健全化を図ることを目的として、当社の第19回定時株主総会における取締役及び監査役の選任に係る株主提案を行ったものの、当社の当該株主総会では会社提案が承認されました。また、平成24年11月にも当社の第20回定時株主総会における取締役の選任に係る株主提案を行い、当社の経営健全化に向けた働きかけを継続してまいりました。また、公開買付者は、当社に対する株主としての影響力を高めるため、平成25年11月15日以降平成26年3月3日まで、当社株式の市場での取得を継続し、当社株式合計424,000株（所有割合7.71%）を取得しており、平成26年1月30日時点で当社を公開買付者の関連会社としております。

また、公開買付者グループと当社グループの間では、携帯電話等の移動体通信機器の販売に関して、公開買付者子会社を一次代理店、当社子会社を二次代理店とする代理店契約に基づく取引が行われておりますが、当該取引における取引条件に関しては、平成22年6月30日に公開買付者及び当社との平成18年11月1日付業務提携に関する合意書が終了して以降、他の二次代理店と同様の取引条件とすることを求める公開買付者と、他の二次代理店より優遇した取引条件を求める当社の間で交渉が継続しておりました。このような状況下において、当社の取締役会は、平成26年2月28日、当社の同日付プレスリリース「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、株式会社ノジマ（以下「ノジマ」といいます。）に対し、当社有価証券報告書に記載された平成25年10月31日現在の発行済株式総数（5,614,600株）をも超える6,104,700株の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しました。

これに対し、公開買付者は、公開買付者の平成26年3月10日付プレスリリース「公開買付者による株式会社京王ズホールディングス株式発行差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」のとおり、本第三者割当増資は、必要性・合理性なく、現経営陣の保身を目的として決定されたものであり、当社の既存株主においてその所有割合が半分以上に希薄化され、既存株主の利益を著しく害する行為であるとともに、当社の企業価値をも大きく毀損するおそれがある、株主意思に反した著しく不公正な募集株式の発行であると判断したとのことであり、同月7日付で、仙台地方裁判所に対し本第三者割当増資に関する差止仮処分命令の申立てを行いました。

本第三者割当増資の差止仮処分命令の申立ての検討にあたり、公開買付者は、平成26年3月上旬に本応募予定株主から連絡を受け、本第三者割当増資の差止めに関し協力するべく協議を行ってきたとのことです。かかる協議の中で、初期的段階において公開買付者と本応募予定株主は、本応募予定株主が所有する当社普通株式を公開買付者が取得し、当社を公開買付者の連結子会社とするという方針について、共通の認識を有するに至り、公開買付者は、本応募予定株主との協議・交渉の状況及び本応募契約を早期に締結したいという本応募予定株主の意向も踏まえ、同月26日付の本応募契約締結プレスリリースにて公表しておりますとおり、同日、(i)本第三者割当増資に関する差止仮処分命令申立て事件において、本第三者割当増資を仮に差し止める旨の決定が確定したこと、(ii)本第三者割当増資の払込期日（平成26年3月31日または当社が別に定める日）にノジマから払込みがなされなかったこと、または(iii)その他本第三者割当増資が実施されないことが確実にになったことのいずれかの条件を充足することを条件として本公開買付けを実施することを決定するとともに、同日付で本応募予定株主との間で本応募契約を締結したとのことです。

また、公開買付者の平成26年3月26日付プレスリリース「公開買付者による株式会社京王ズホールディングス株式発行差止仮処分命令申立てに対する却下決定及びこれに対する即時抗告に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、仙台地方裁判所は、同日、公開買付者が行った本第三者割当増資に関する差止仮処分命令の申立てについて却下決定を行い、これに対し、公開買付者は、同日、仙台高等裁判所に即時抗告を行いました。

そのような状況の中、公開買付者は、当社との間で協議を行い、当社が本第三者割当増資によって求めていた当社のニーズ（多額の資金調達と移動体通信店舗事業の安定化）を満たす内容にて、公開買付者との間で合意を見ることができたことから、公開買付者の同月28日付プレスリリース「公開買付者による株式会社京王ズホールディングス株式発行差止仮処分命令申立てに関する和解成立のお知らせ」で公表しておりますとおり、同日付で当社との間で、和解が成立しました（なお、和解条項については、下記「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。）。

そして、当社の同日付プレスリリース「株式会社ノジマとの業務資本提携の中止及び第三者割当による新株式発行の中止等並びに株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての取下げによる和解に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、当社が、同日開催の取締役会において本第三者割当増資を中止することを決議したことにより、公開買付者は、公開買付者が本応募契約締結プレスリリースで公表していた本公開買付けを実施することの条件のうち「(iii)その他本第三社割当増資が実施されないことが確実にになったこと」の条件が成就したものと判断し、平成26年4月7日、同日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を最終的に決定したとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、平成26年2月28日付「株式会社ノジマとの業務資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、ノジマとの間で、当社とノジマが業務提携を行うこと及び平成26年3月31日を払込期日とする第三者割当による新株式発行(以下「本新株式発行」といいます。))による本新株式の全部をノジマが引き受ける資本提携（以下「本提携」といいます。）等を定めた業務資本提携契約書兼株式総数引受契約書（以下「本提携契約」といいます。）を締結しました。

しかしながら、ノジマは、平成26年3月10日付で「（開示事項の経過）株式会社京王ズホールディングスとの業務資本提携及び第三者割当増資引受（子会社化）に関するお知らせ」を開示し、本提携契約に定める払込日である平成26年3月31日（以下「本払込日」といいます。）に払込みを行わないことを決定した旨を公表し、その後、当社はノジマに対して本提携契約の履行を求めましたが、ノジマから、上記の払込を行わない旨の決定を撤回する旨の回答が得られない状況が継続する中、本払込日の前営業日である平成26年3月28日にノジマに対して最終の意思確認を行ったところ、本払込日における払込みを行う意思はないとの回答を得たことから、同日取締役会決議を経て、本提携契約を解除いたしました。

他方で、本新株式発行に対しては、平成26年3月10日付「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成26年3月7日付で当社の株主である公開買付者より新株式発行の差止めの仮処分を求める申立て（以下「本申立て」といいます。）が仙台地方裁判所に対して行われておりました。本申立てに関しては、平成26年3月26日付「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成26年3月26日付で仙台地方裁判所より本申立てを却下する決定がなされましたが、公開買付者は、同日付で、同決定に対して仙台高等裁判所に対して即時抗告を行っておりました。

当社においては、多額の資金調達必要性と当社の主要事業である移動体通信店舗事業の安定化のために不可欠であると判断し、ノジマに対する本新株式発行を含む本提携を決定いたしました。上記のとおり、ノジマが本提携契約の一方的な不履行を宣言したことによって、これらの当社の目的が達せられなくなる可能性が極めて高まっている状況にありました。

このような状況の中、当社は、公開買付者との間で協議を行い、当社が本新株式発行を含む本提携によって求めている当社のニーズ（多額の資金調達と移動体通信店舗事業の安定化）を満たす内容にて、公開買付者との間で合意を見ることができ、当社が必要とする資金調達への協力が得られること、当社の経営方針を尊重し、当社の主力事業である移動体通信店舗事業において支援を受け、公開買付者から取締役を受け入れることにより当社内部管理体制を再構築し、また、相互の人材交流、人材育成ノウハウ、店舗運営ノウハウの共有等の施策を実施することにより事業の安定化を図ることができると判断したことから、平成26年3月28日、当社と公開買付者は、仙台高等裁判所において係属中の抗告審において、大要、以下の和解条項(以下「本和解条項」といいます。)のとおり、和解いたしました。

1. 当社は、本新株式発行に係る平成26年2月28日付取締役会決議を撤回し、本株式発行を行わない。
2. 公開買付者は、本申立てを取り下げる。
3. 公開買付者は、公開買付者またはその子会社をして、当社に対する21億円の融資枠を設定する等して、当社の資金調達に協力する。
4. 当社は、公開買付者が公開買付けを行う場合、これに賛同する。
5. 当社は、公開買付者による公開買付けが成立し、総議決権の過半数を保有した場合には、当社現取締役3名を辞任させ、公開買付者が指名する新たな取締役3名の選任を目的とする臨時株主総会（以下「本臨時総会」といいます。）を招集する旨の取締役会決議を行い、本臨時総会を可能な限り速やかに開催する。
6. 公開買付者が当社の総議決権の過半数を保有した場合には、平成22年6月30日に終了した公開買付者及び当社の間の平成18年11月1日付業務提携に関する合意書が有効であった時点と同等の、携帯電話等の移動体通信機器の販売等に関する受取手数料の引き下げを行わない取引条件に戻す。
7. 公開買付者は、当社の従業員の雇用条件及び人事制度において、本件和解成立の日から1年間は維持する。
8. 公開買付者が当社の総議決権の過半数を保有した場合でも、当面の間は、当社のプロパーの役職員からも取締役を選任する。
9. 当社及び当社子会社のauショップに関する事業及びテレマーケティング事業については、独自性及び既存の方針を尊重し、当面の間は公開買付者グループとの統合は行わない。

当社といたしましては、本和解条項は、ノジマが本提携契約の不履行を宣言し、払込日が目前に迫った中で、本提携契約によって満たそうとしていた当社のニーズを満たすものであり、また、本公開買付けの内容についても、公開買付け価格として当社の市場株価に対してプレミアムを付していること等から、和解をすることは合理的であると判断いたしました。

上記の理由により、当社は、平成26年3月28日付「株式会社ノジマとの業務資本提携の中止及び第三者割当による新株式発行の中止等並びに株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての取下げによる和解に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、公開買付者が行う予定の公開買付けに対し、公表している内容から大幅な変更がない限り、当社は、本和解条項に基づき賛同する予定という意を示しておりましたが、本公開買付けの内容が予定と大幅な変更がなかったことから、全ての役員が出席した本取締役会において、出席者全員の賛同により、正式に本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。

また、本公開買付価格については、公開買付者によれば、本公開買付けの主たる目的が、本応募予定株主から本応募予定株主が所有する当社普通株式全てを取得することにより当社を公開買付者の連結子会社とすることであることに鑑み、公開買付者と本応募予定株主との間で協議・交渉を行った結果、両社が合意できる価格をもって本公開買付価格とする方針を採用し、公開買付者グループと当社グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による当社の業績向上への期待、当社普通株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向も総合的に勘案のうえ、本応募予定株主との間で協議・交渉を行い、平成26年3月26日に本公開買付価格を555円とすることに決定したとのことであり、当社の株主の皆様の不利益にはならないものと考えてはおりますが、他方で、当社は第三者算定機関から当社株式価値の算定書を取得しておらず、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社が独自に客観的な検証を行っていないことから、価格の妥当性についての判断は留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明することも併せて決議いたしました。

(3) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、買付予定数の上限を設定することなく、公開買付者において所有割合にして過半数の当社普通株式を所有することを企図して本公開買付けを実施しますが、公開買付者において当社普通株式全てを取得すること、または当社普通株式の上場廃止は企図していないとのことです。

したがって、本公開買付けの結果、公開買付者において所有割合にして過半数の当社普通株式を所有することとなった場合には、原則として当社普通株式の追加取得を行う予定はないとのことです。

また、公開買付者によれば、本公開買付けの結果、公開買付者において所有割合にして過半数の当社普通株式を所有することができなかった場合には、本公開買付け後に当社の株式を追加取得するか否かは、現時点では未定であり、本公開買付けの結果等を踏まえて、改めて検討する予定とのことです。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東証マザーズに上場しております。公開買付者によれば、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではなく、原則として当社株式の上場を維持する方針とのことです。ただし、公開買付者は、全ての株主の皆様に対して株式の売却の機会を確保するため、買付予定数の上限を設定していないことから、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第603条に規定される以下の①から④までの東証マザーズの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

- ① 上場会社の事業年度の末日における株主数が400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき
- ② 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき
- ③ 上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき
- ④ 上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の5%未満である場合において、有価証券報告書の提出日または金融商品取引法第24条1項に定める期間の末日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

公開買付者によれば、本公開買付けの結果、当社株式が上記のような上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、公開買付者は当社との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、当社株式の上場維持に向けた方策を実行するとのことであり、当社も同様の意向です。なお、公開買付者によれば、上記方策の具体的な内容や諸条件につき、現在具体的に決定している事項はないとのことです。

(5) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、本応募予定株主との間で、平成26年3月26日付で本応募契約を締結したとのことです。本応募契約において、公開買付者は、本応募予定株主との間で、本応募予定株主は本公開買付けの開始後1週間以内に本応募予定株主が所有する当社普通株式全てを本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しているとのことです。なお、本応募契約では、公開買付者による本公開買付けの実施以外に本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められていないとのことです。

なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株主が所有する当社普通株式のうち、佐々木氏が所有する当社普通株式850,500株については、佐々木氏と日本証券金融株式会社（当時の大阪証券金融株式会社）の間の顧客貸付契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことです。本応募契約において本応募予定株主が所有する当社普通株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのことです。

また、当社は、平成26年3月13日付「特別損失の計上に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、E・Sワン所有の当社普通株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、E・Sワンが保有する当社普通株式について、処分禁止の仮処分命令を申立て、仮処分決定を得ておりますことから、この仮処分決定が存在する状況では、E・Sワンは本公開買付けに応募できない状況にあります。この仮処分申立及び決定については、時期的に、当社と公開買付者との協議に入る前であり、また、公開買付者及び本応募予定株主は本応募契約を締結する際には決定の事実を認識していなかったとのことです。当社の方針といたしましては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示いたします。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
横江 実	代表取締役	社長	—	—
湯瀬 昭宏	取締役(常勤)	管理部長	400	4
星川 克彦	取締役(常勤)	—	300	3
菅原 榮	取締役(社外)	—	—	—
高橋 成介	取締役(社外)	—	—	—
新里 慎治	監査役(常勤)	—	—	—
檜山 公夫	監査役(社外)	—	—	—
内田 正之	監査役(社外)	—	—	—
計			700	7

(注) 役名、職名、所有株式数及び議決権数は、本報告書提出日現在のものです。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。